## 平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他) No 5 府 省 庁 名 環境省 対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( ) 要望 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充てん設備、天然ガス充てん設備)に係る 要望内容 課税標準の特例措置について、2年間延長する。 (概要) 特例措置の内容 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、または専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てん するための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分を2/3 とする。 (対象設備) 水素充填設備(1億5,000万円以上) 天然ガス充填設備(4.000万円以上) ※( )内は対象となる設備の取得価格要件 関係条文 地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第11項、同法施行令附則第11条第10項、 同法施行規則附則第6条第26項~第29項 ( **▲**105. 8 ) 減収 「初年度」 「平年度」 ( **▲**67. 2 ) (単位:百万円) 見込額 「改正増減収額」 要望理由 (1)政策目的 東日本大震災の教訓から、輸送用燃料の多様化が求められており、「国土強靭化政策大綱」(平成 25 年 12 月決定)においても、エネルギーセキュリティの推進のため、CNG自動車の普及等を図ることが求められ ている。 また、「総合物流施策大綱」(平成25年6月閣議決定)においては、物流分野における主要なCO2排出源 であるトラック等、輸送モードの省エネ化、低公害化が求められている。自動車からの排出ガスによる大気 汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動 車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。なお、天然ガス自動車は、SO×をほとんど発生せず、 CO2排出量も石油より約25%少なく環境性に優れている。 さらに、低公害車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車に位置づけられており、「エネルギー 基本計画」(平成26年4月閣議決定)において、次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割 合を5割から7割とすることを目標に掲げている。加えて、水素社会の実現に関する官民のアクションプラ ンである「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(平成28年3月22日改訂) において、燃料電池自動車につい ては、2025 年までに保有台数 20 万台程度、2030 年までに保有台数 80 万台程度の普及を目指すとの目標を掲 げている。 これらの目標を踏まえ、燃料等供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進、ひいては地 球温暖化防止を図る。

## (2) 施策の必要性

エネルギーセキュリティの向上を図り、また、自動車からの排ガスによる大気汚染問題への対応のため、さらには地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)及び「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月閣議決定)にあるように、次世代自動車の新車販売に占める割合を増加、次世代自動車の普及促進を図る必要がある。

このため、次世代自動車の普及に必須となる燃料等供給設備の整備を行う必要があり、例えば、水素ステーションについては、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において 2020 年度までに 160 箇所程度、2025 年度までに 320 箇所程度の整備を目指すこととしている。しかしながら、燃料等供給設備は、初期投資が多額で、設置当初の稼働率は低いことが予想されることから普及が進まず、現状、燃料等供給インフラの整備が十分でないことが低公害車の普及の障害となっている。したがって、燃料等供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設け、負担の軽減を図ることにより、燃料等供給インフラの整備を支援し、もって次世代自動車の普及を促進する必要がある。

本要望に 対応する 縮減案 なし

合理性	政策体系におけ	1. 地球温暖化対策の推進				
	る政策目的の位	1. 1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				
	置付け	3.大気・水・土壌環境等の保全				
	E13.7	3. 1大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				
		〇次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目 ***				
		│ 指す。 │○次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電 ┃				
		○久に「い口勁千(ハイン))」「口勁千、电ス(口勁千、)))「ロッチ」」「ロッチ、 Misfalle   1   1   1   1   1   1   1   1   1				
	政策の	に加え、インフラ整備が不可欠である。				
	達成目標	○運輸部門については、自動車に係るエネルギ―の消費量がその大部分を占めており、その省     エネルギ―化が重要である。				
		○2014 年から商業販売が始まった燃料電池自動車の導入を推進するため、燃料電池自動車の普				
		及に必須となる水素ステーションについて、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、				
		2020 年度内に 160 ヶ所程度、2025 年度内に 320 ヶ所程度の整備をする。				
	税負担軽減措	平成31年3月31日まで2年間の延長。				
	置等の適用又					
	は延長期間					
	同上の期間中 の達成目標	(エネルギー基本計画)				
		〇運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省				
		エネルギー化が重要である。 〇2015 年から商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援				
		O2010 年から商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、焼削免値しや導入支援     等の整備支援によって、四大都市圏を中心に 2015 年内に 100 ヶ所程度の水素ステーションの				
		整備をする。				
		〇新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度				
		21%、平成 25 年度 23%、平成 26 年度 24%、平成 27 年度 28%(軽自動車と登録車を合わせ				
	政策目標の	た割合)。   ○燃料供給設備の設置数は平成 27 年度で 355 基に上っているものの、「エネルギー基本計画」				
	達成状況	○燃料機品設備の設置数は十成27年度で335基に上りているものの、「エネルギー基本計画」   における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成				
		のためには、本特例措置の延長が必要。				
	要望の措置の	〇平成 29 年度:水素充填設備:85 基、天然ガス充填設備:8 基				
有	適用見込み	〇平成 30 年度:水素充填設備:49 基、天然ガス充填設備:8 基				
効	要望の措置の	〇燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によ				
性	効果見込み	るインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の				
	(手段としての	普及を図ることができる。				
	有効性)	〇この結果、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等を推し進めることができる。				
	当該要望項目	なし				
	以外の税制上の					
相当性	支援措置					
	予算上の措置等	〇水素充填設備については、平成25年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素				
	の要求内容	充填設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。予算額は平成25年度 当初予算45.9億円、平成26年度当初予算72億円、平成26年度補正予算95.9億円、平成28				
	及び金額	年度当初予算 62.0 億円。				
		〇燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることか				
	上記の予算上	らも短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備を設置する者においては、設置当初の稼				
	の措置等と	働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設 備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働 ┃				
	要望項目との	くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代				
	関係	自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要				
		不可欠。 ○燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必				
	要望の措置の	○燃料快品設備は燃料電池自動単及い入燃ガス自動単というため固化自動単を使用する際に必				
		置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014年から燃料電池自動車における商業				
	妥当性	販売が開始されており、今後更なる普及が予想される。天然ガス自動車においては、今後普				
		及が見込まれる大型CNGトラックについて、従来の改造車に加え2015年にメーカ―車が市 場投入されており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き				
		措置が必要。				

税負担軽減措置等の 適用実績	燃料等供給設備数 (23 年度) 26 箇所		(25 年度) 18 箇所	(26 年度) 28 箇所	(27 年度) 73 箇所
「地方税における税 負担軽減措置等の適 用状況等に関する報 告書」に おける適用実績	適用総額の種類: 適用実績: (23 年度) 451,620 千円	: 課税標準(固定資産 (24 年度) 421, 958 千円	Eの価格) (25 年度) 269, 789 千円	(26 年度) 234, 063 千円	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	〇新車販売(乗月 平成27年度に 〇全国の大気汚染	月車)に占める次世代 は 28%まで増加。 とに係る環境基準の達	t、平成 25 年度 317 作 に自動車の割合の推移 重成状況は、平成 26 年 善傾向にあり、各種が	は、平成 23 年度 16 度において二酸化3	隆素:99.5%、浮
前回要望時の 達成目標	エネルギー化が 〇2015 年から商詞 等の整備支援に 整備をする。	いては、自動車に係る が重要である。 業販売が始まる燃料電 こよって、四大都市圏	5エネルギーの消費量 電池自動車の導入を推 を中心に 2015 年内に	進するため、規制見 100 ヶ所程度の水素	直しや導入支援 ステーションの
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	了しており、目標では、 ①水素ステータリンでは、 3億円)があり、 の整備よりをでいる。 域との調整では、 はとのには、 はとのには、 はとのには、 はとのには、 はといる。 なお、 でもれる。 なお、	票達成度は約8割とな ョンには、定置式(整 平成26年度補正予算 進んだ結果、実際の整 そへの説明)や高圧力 ステーションの整備が こうした状況を踏ま	6 年4月末時点で、78 はっている。整備の進 経備費用実績約4億円 算において、当初想定 経備箇所数が少なくな 近ス保安法等における で年度内に完了せず、だ え、2016年度内に10 切な執行などに取り糸	捗に後れが出ている) 及び移動式(整備 としたよりも、定置式 ったことが挙げられ 認可手続きなどの点 2016 年度に繰り越し 20 箇所程度の水素ス	理由としては、 費用実績約2. の整備が移動式 る。また、②地 で進捗に後れが でいることが挙 、テーションを整
これまでの要望経緯	<ul> <li>平成 13 年度</li> <li>平成 15 年度</li> <li>平成 17 年度</li> <li>平成 21 年度</li> <li>平成 23 年度</li> <li>平成 25 年度</li> <li>平成 27 年度</li> </ul>	延長 延長 対象設備の見直しを 延長 延長 一部見直し(充電設備 き下げ)のうえで延 電気充電設備を対象 一部見直し(水素充填 引き上げ)のうえでご	から除外 真設備の取得価額要件 延長 く充填設備の取得価額	. 000 万円以上から 3 を 2, 000 万円から 1	億 5, 000 万円に